

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱

平成23年5月6日告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、新しい公共の担い手として期待できるボランティア団体、特定非営利活動団体等の市民活動団体が行う地域の課題を解決するための自主的な活動等に対し、予算の範囲内で観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民協働によるまちづくりの推進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる自主的な活動等で、補助金の交付申請日の属する年度の2月末日までに完了する事業とする。

- (1) 高齢者の福祉を増進する活動
- (2) 子どもたちを健やかに育てるための活動
- (3) 自然環境を守り育てる活動
- (4) 地域の文化を守り育てる活動
- (5) 交流人口及び定住人口の増加につながる活動
- (6) その他地域を良くしていこうとする活動

2 補助対象者は、観音寺市市民活動団体登録要綱（令和2年観音寺市告示第36号）に基づき観音寺市市民活動団体として登録している団体とする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、この要綱の補助対象事業としない。

- (1) 他の制度の補助金の交付を受けている事業又は受ける予定の事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地視察及び各種会議や大会への出席並びに交流のみにとどまる事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業

(7) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、次の表に掲げるものとする。

科目		経費の種類
報償費		講師、専門家等への謝礼、出演料等
需用費（食糧費を除く。）	（消耗品費）	用紙、看板等
	（印刷製本費）	パンフレット、チラシ、報告書の印刷費等
役務費	（通信運搬費）	郵便料、運送料等
	（広告料）	新聞、雑誌等への広告代金
	（手数料）	検査や鑑定に対する費用等
	（保険料）	損害保険料等
委託料		法人登記に係る経費、手話通訳等の委託費用
使用料及び賃借料		会場、物品の借上げ料及び権利の使用に対する費用等
その他		上記以外で特に市長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次の経費については、補助対象経費から除外する。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 施設の維持管理経費
- (3) 食糧費に相当する経費
- (4) 備品購入に係る経費
- (5) その他補助することが適当でないと認められる経費
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の50パーセントとし、20万円を限度とする。（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）

2 補助金の交付は、1団体につき、同一年度において1回とする。

3 補助金は、補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額を超えない範囲とす

る。

(検討委員会)

第5条 補助金の交付についての審査検討を行うため、観音寺市市民団体等活動促進事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長及び教育部長をもって組織する。
- 3 検討委員会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長には、市民部長をもって充て、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長の指名する者とし、会長に事故あるときは職務を代理する。
- 6 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 7 検討委員会の庶務は、市民部地域支援課において行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の概要(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 申請団体の規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、これを審査し、補助金の交付をすべきものと認めるときは、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

- 2 前項に規定する審査は、検討委員会が行うものとする。

(事業変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ観音寺市市民団体等活動促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（1） 事業計画書（変更）（様式第7号）

（2） 収支予算書（変更）（様式第8号）

2 市長は、変更内容等について適否を判断し、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付決定通知書（変更）（様式第9号）により、補助事業者に通知する。

3 市長は、前項の判断を行うときは、必要に応じて検討委員会に意見を求め、審査を行うものとする。

4 第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす変更とする。

（1） 補助金の額に変更がないこと。

（2） 支出科目ごとの経費配分及び総事業費の20パーセント以上の増減が生じないこと。

（概算払）

第9条 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金概算払申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の概算払額は、補助金交付額の40パーセントに相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業終了後、直ちに観音寺市市民団体等活動促進事業実績報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（様式第12号）

（2） 収支決算書（様式第13号）

（3） 領収書の写し等

（4） 事業実施時の写真

（5） その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書に基づいて補助金額を確定し、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第14号)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、直ちに観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、補助金の適正かつ効率的な運用を図るため、当該補助金にかかる事業について調査を行い、補助事業者に報告を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の取消し又は変更をすることができる。既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の確定額が概算払の額より少ない場合の差額
- (2) この要綱に違反し、又は事業に関し不正があったとき。
- (3) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月6日から施行する。

附 則(平成27年2月24日告示第31号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第40号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日告示第 37 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付申請書

観音寺市長 宛て

申請者 所在地 _____
 団体名 _____ ㊟
 代表者 _____ ㊟
 電 話 _____

観音寺市市民団体等活動促進事業に要した経費に対し、補助金の交付を受けたいので観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな 事業名		
事業に要する 経費等	(1) 事業に要する経費	円
	(2) (1)のうち対象経費	円
	(3) 交付申請額	円
添付書類	①申請団体の概要（様式第 2 号） ②事業計画書（様式第 3 号） ③収支予算書（様式第 4 号） ④団体規約 ⑤その他市長が必要と認める書類等	

申請団体の概要

ふりがな 団体名			
ふりがな 代表者			
所在地	〒		
URL			
構成員数		設立年月日	
活動目的			
活動内容			
ふりがな 連絡責任者			
住所	〒		
電話番号		FAX	
メールアドレス			

様式第 3 号 (第 6 条関係)

事業計画書

事業名	
団体名	
事業目的 【公益性・地域貢献】	<p>(事業の目的)</p> <p>(誰／何を対象としているのか)</p> <p>(方法や具体的目標など)</p>
事業計画及び進め方 【実現性・公平性】	<p>(参加予定人数やスタッフ人数、役割分担など)</p> <p>(準備から事業終了までのスケジュール)</p>
期待される効果 【継続性・発展性】	<p>(どのような効果があるか、具体的に)</p> <p>(今後の展開など)</p>

収支予算書

（事業名： ）

（収入）

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
計		

（支出）

（単位：円）

区 分	予 算 額	対象経費	摘 要
計			

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付決定通知書

様

観音寺市長

印

年 月 日付けで補助金交付申請のあった当該事業について、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付が決定したことを通知します。

事業名	
交付申請額	円
交付決定額	円

観音寺市市民団体等活動促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

観音寺市長 宛て

申請者 所在地 _____
団体名 _____ 印
代表者 _____ 印
電 話 _____

年 月 日付けで交付決定のあった当該事業について、次のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

3 補助金交付申請額

変更前 円

変更後 円

事業計画書（変更）

事業名	
団体名	
事業目的 【公益性・地域貢献】	<p>(事業の目的)</p> <p>(誰／何を対象としているのか)</p> <p>(方法や具体的目標など)</p>
事業計画及び進め方 【実現性・公平性】	<p>(参加予定人数やスタッフ人数、役割分担など)</p> <p>(準備から事業終了までのスケジュール)</p>
期待される効果 【継続性・発展性】	<p>(どのような効果があるか、具体的に)</p> <p>(今後の展開など)</p>

注意：変更箇所を下線等で明確に表示してください。

収支予算書（変更）

（事業名： _____ ）

（収入） （単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
計		

（支出） （単位：円）

区 分	予 算 額	対象経費	摘 要
計			

注意：変更箇所は二段書きとし、変更前の金額を上段括弧書きし、変更後の金額は下段へ括弧無しで記入してください。

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付決定通知書（変更）

様

観音寺市長

印

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった当該事業について、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付額等を変更したことを通知します。

事業名	
変更内容	

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金概算払申請書

観音寺市長 宛て

申請者 所在地 _____
 団体名 _____ 印
 代表者 _____ 印
 電 話 _____

年 月 日付けで交付決定通知のあった当該事業に係る補助金について、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、概算払を受けたいので申請します。

(単位：円)

交付決定額	
概算払申請額	

振込先口座

口座名義人 ふりがな 氏 名											
銀行名等	銀行 信組 信金 農協	普通 支店 当座 貯蓄	口座番号 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>								

観音寺市市民団体等活動促進事業実績報告書

観音寺市長 宛て

申請者 所在地 _____
 団体名 _____ 印
 代表者 _____ 印
 電 話 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業名	
対象経費	円
交付決定額	円
事業の実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日

添付書類

- 事業報告書（様式第12号）
- 収支決算書（様式第13号）
- 領収書の写し等
- 事業実施時の写真

事業報告書

事業名	
団体名	
事業の実施状況	<p>【いつ／何を／どこで／どうしたか】など具体的に</p>
成果	
今後の展望	

収支決算書

（事業名： ）

（収 入）

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
計			

（支 出）

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	対象経費の内訳	
			区 分	金 額
計				

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付額確定通知書

様

観音寺市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金について、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付額が確定したことを通知します。

事業名	
交付決定額	円
概算払額（A）	円
交付確定額（B）	円
精算額（B－A）	円
備 考	

観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付請求書

観音寺市長 宛て

申請者 所在地 _____
 団体名 _____ 印
 代表者 _____ 印
 電 話 _____

年 月 日付けで交付額確定通知のあった観音寺市市民団体等活動促進事業に係る補助金について、観音寺市市民団体等活動促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

（単位：円）

概算払額（A）	
交付確定額（B）	
交付請求額 （B）－（A）	

注意：概算払を受けているときは、その額を当該確定額から控除して請求してください。

振込先口座

口座名義人 ふりがな 氏 名	_____		
銀行名等	銀行 信組 信金 農協	普通 支店 当座 貯蓄	口座番号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □